# 1章 計画の基本的な考え方

# 計画の主旨

本計画は、北上川流域の自然・社会・歴 史・文化を踏まえた上で、「災害発生の 防止」「河川の適正な利用と流水の正常 な機能の維持」「河川環境の整備と保 全」を達成するため、当面実施する河川 工事において具体的事項を示す、河川法 第16条2項に基づく法定計画を定めるもの です。

[P1]

## 計画の基本理念

## ■持続的な安全・安心の川づく りの実現

○悠々たる流れに育まれた地域を 後世に継承するため、関係機関や 流域住民と情報共有・連携強化を 図りつつ、各種治水対策を総合的 に展開し、地域の特性を踏まえ効 率的で効果的な整備を確実に進め 沿川地域住民の生命と財産を守る とともに、渇水に対する備えを充 実させ、人々が安心して暮らせる 安全な川づくりの実現を目指す。

○地域の安全と安心が持続できる よう、流域の自然的、歴史的、社 会的特性を踏まえた継続的・効率 的な河川の維持管理に努める。

## ■豊かな自然環境と河川景観の 保全・創造

Ⅰ ○山から海までをつなぐ水と緑の 回廊として、流域の人々に「母な る川」として親しまれてた、この 豊かで多様な自然環境と河川景観 を次の世代へ引き継ぐため、行政 と地域の連携と協働のもと、地域 との関わりが深い農業や漁業など に配慮しつつ、流域一体となった 河川環境の保全、創出を目指す。

# ■歴史・文化を育み地域をむす ぶ悠久の流れの継承

Ⅰ ○地域特性に応じた歴史・文化を 継承しつつ、地域交流の新たな基 軸として、河川のネットワーク機 能を活かした交流の場を創造する ことにより、心地よい水辺空間の 創出と地域主体の川づくりを目指 す。

## 計画の対象区間

国土交通省の管理区間 (大臣管理区間)で ある429. 24kmを対象とする

## 計画の対象期間

計画対象期間は概ね30年間とする

2章

概

要

[P12]

上

Ш

の

概

利

流 域 の

3章 北上川の現状と課題 [P62]

治水に関する事項

## 【現 状】

現在の治水安全度は未だ十分でなく、過 去に経験した戦後の代表となる洪水で ある昭和22年9月洪水と同規模の洪水が 発生した場合には、再び甚大な被害が 予想される。

## 【課題】

旧北上川河口部や中流部や狭隘地区に尊 存する無堤部への対策等、地区毎の状 況を踏まえた治水安全度のバランスを 踏まえた治水対策。

#### 利水に関する事項

## 【現 状】

水利用は、かんがい用水を中心に支川 上流部から取水 昭和53年、平成6年渇水では、水稲被害

### により農家に多大な被害が発生 【課 題】

既設ダム群の有効活用、広域的かつ合理 的な水利用の促進により渇水被害を最 小限に抑制。

#### 環境に関する事項

#### 【現 状】

多様な自然環境と河畔林の連続により、 動植物の生息・生育地の連続性が確保。 近年の水質は概ね環境基準値を満足。

奥州藤原文化を代表する史跡が存在。 散策利用を中心に河川利用者数は増加。

【課題】

特定種だけでなく流域に存在する多様な 動植物の生息・生育環境の確保。

関係機関や地域住民と連携した、より一 層の水質の保全・改善。

個性的な歴史的遺産や流域特有の文化を 守り育てながら、新たな地域交流の場 となる川づくりの推進。

## 維持管理に関する事項

## 【現 状】

・施設の大部分が、設置後30年以上経過。 土砂堆積と樹林化による陸域と水域の二 極化の進行と河川管理施設への影響。

不法行為による河川空間への悪影響。 ・災害に対する危機意識が希薄化。

## 【課 題】

・老朽化施設の効率的な維持管理。

・適正な砂利採取の樹木管理。 ・災害に対する防災意識の向上。

・洪水や地震・津波に対する危機管理対策 の充実。

## 4章

河川整備計画の目標に関する事項

洪水・高潮等による災害の発生の防止 又は軽減に関する目標

## 〇目標設定の背景

- ○整備の目標
- (1) 洪水への対応
- (2) 高潮・津波への対応
- (3) 内水被害への対応
- (4) 大規模地震等への対応
- (5) 危機管理体制の強化
- (6) 土砂災害等への対応

河川の適正な利用および流水の正常な 機能の維持に関する目標

- 〇目標設定の背景
- ○整備の目標
- (1) 渇水被害の軽減
- (2) 流水の適正な管理

#### 河川環境の整備と保全に関する目標

- (1)動植物の生息・生育環境の保全
- (2)水質の保全
- (3) 景観の維持・保全
- (4) 人と河川とのふれあいの場の確保

- 〇目標設定の背景
- 〇整備の目標

### 河川の維持管理に関する目標

- 〇目標設定の背景
- 〇維持管理の目標
- (1) 河川管理施設の機能維持
- (2)河道の機能維持
- (3) 河川空間の適正利用

## 5章 河川の整備の実施に関する事項 [P144]

(4) 内水対策

(5) 防災拠点の整備

#### 河川の整備に関する事項

### ○洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する整備

- (1)河川の整備
- 1) 堤防の量的整備
- 2) 堤防の質的整備
- 3)河道掘削
- 4) 冠水頻度軽減対策
- 5) 地域特性に応じた被害軽減対策
- 6) 高潮区間の整備
- (2) 洪水調節施設の整備
- 1) 胆沢ダム
- 2) 一関遊水地
- 3) 新江合川
- 4) ダムにおける適正な洪水調節

## ○河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

- (1)正常流量の確保に向けた対応
- (2) 流水の適正な管理

### ○河川環境の整備と保全に関する事項

- (1)動植物の生息・生育環境の保全
- 1) 良好な河川環境の保全
- 2) 自然環境に配慮した事業の実施
- 3) 自然再生に向けた事業の実施
- 4) 外来種対策

(多自然川づくり)

- 5) 河川・ダム環境のモニタリング
- (2)水質の保全・改善
- 1)河川における水質保全・改善対策
- 2) ダム湖における水質保全・改善対策
- (3) 景観に配慮した河川空間整備
- 1)美しい景観の保全 2) 史跡・文化財等の保全

2) 水辺のネットワーク整備 3)川やダムを基軸とした地域づくりの推進

(4)人と河との豊かなふれあいの場の確保

1)河川空間の整備

# その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

- (1) 住民参加と地域との連携による川づくり
- (2) 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施
- (3) 長期内な目標達成に向けた調査・検討

# 河川の維持に関する事項

## 〇河川の維持管理

- (1)河川の調査
- 1)水文観測調査 2) 河道状況の把握
- 3)河川の巡視、点検
- 4) 洪水後 (洪水時) の状況把握
- (2)河川管理施設の維持管理
- 1) 堤防の維持管理 2) 樋門・樋管等の維持管理
- 3) 護岸の維持管理
- 4) その他施設の維持管理 (3)河道の維持管理
- 1)河道管理
- 2)樹木管理
- 3) 河口砂州の維持管理 4) 健全な流砂系の構築に向けた取り組み
- (4) 河川空間の維持管理
- 1)河川空間の保全と利用
- 2) 不法占用、不法投棄の防止
- 4) 環境教育の支援 5) 河川愛護の啓発 (5) 管理の高度化

3) 不法係留

- 〇ダムの維持管理
- (1) 堤体および湖面の維持管理
- (2)流入・堆積土対策
- (3) 循環型社会形成及び地球環境へ配慮した施設 管理

# ○危機管理体制の整備・強化

- (1)洪水時の対応 1) 洪水予報及び水防警報等
- 2) 出水時等の巡視
- 3) 河川管理施設の操作等
- (2) 地震、津波対応
- (3)水質事故時の対応 (4) 渇水時の対応
- (5) 河川情報の収集・提供
- (6) ハザードマップの作成支援等
- (7) 水防活動への支援強化
- (8) 流域の連携(自助・共助・公助)